

No.182  
2017.10



広報

ねば

村の木 すぎ

村の花 岩つつじ

私たちの村	
人口と世帯 29年8月31日現在	
総人口	955人
男	469人
女	486人
世帯数	415世帯

発行 根羽村役場  
〒395-0701 長野県下伊那郡根羽村1762  
TEL 0265-49-2111 FAX 0265-49-2277

ホームページアドレス <http://www.nebamura.jp>  
メールアドレス [info@nebamura.jp](mailto:info@nebamura.jp)  
印刷 龍共印刷株式会社



7月20日に夢教室が開催されました。

※詳細は6ページ

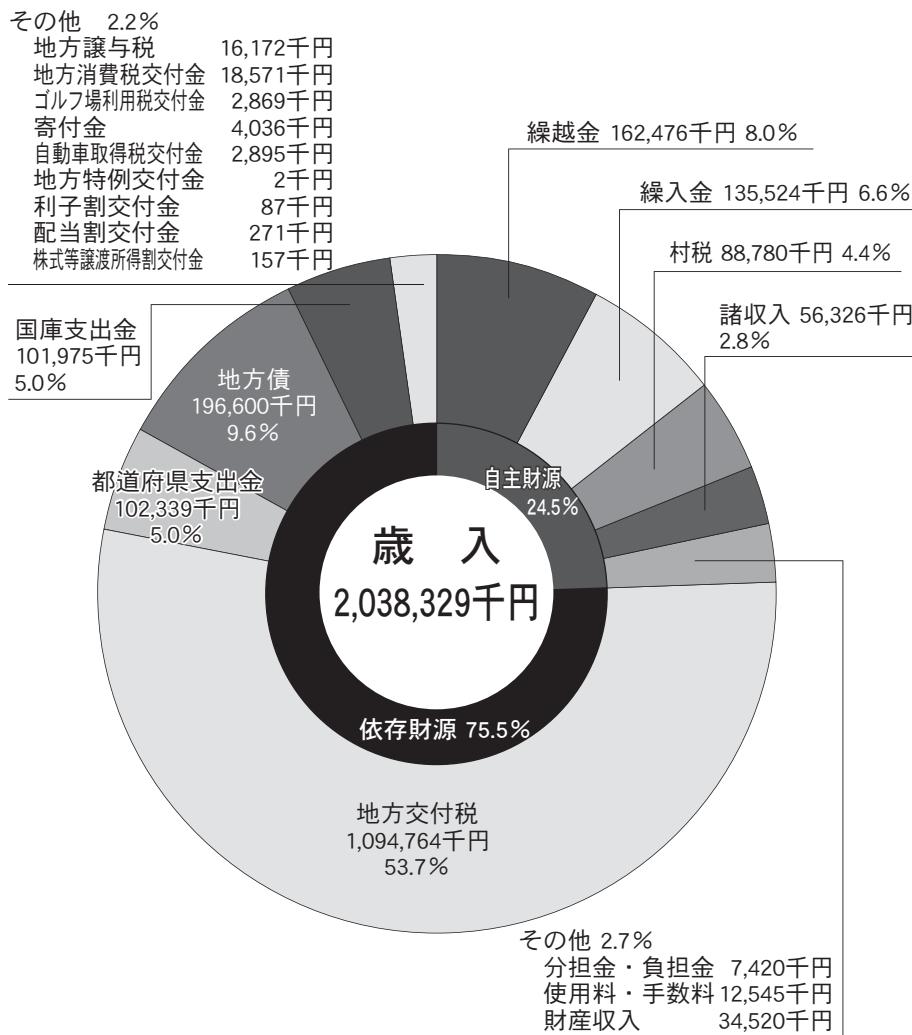
## 10月号の主な内容

平成28年度決算状況	2・3ページ
議会だより 他	4・5ページ
敬老会 他	6ページ
所得税青色申告決算説明会日程表 他	7ページ
保育所運動会 他	8ページ
司法書士による「空き家問題110番」 他	9ページ
しゃくなげ改造工事始まります 他	10ページ

# 18億8543万円

平成28年度の一般会計及び6特別会計の決算が9月定例村議会で認定されました。一般会計と6特別会計の歳出額は22億8千万余で前年対比13.5%の増となりました。

まず、歳入の状況をみると、依存財源の比率は75.4%で、このうち地方交付税が全体の53.7%（対前年比1.8%減）、国庫支出金が5%（対前年比7.3%増）、県支出金が5%（対前年比13.8%減）となっています。自主財源の比率は24.6%で、このうち村税は44%となっています。



◇一般会計・特別会計収支の状況 (単位: 金額=千円、率=%)

	予算現額	収入済額	対前年比	支出済額	対前年比	差引
一般会計	2,135,084	2,023,247	3.1%	1,872,856	4.1%	150,391
バス会計	18,550	18,486	△27.4%	15,977	△37.2%	2,509
国民健康保険	111,531	109,493	△5.1%	99,975	△12.0%	9,518
簡易水道	39,092	38,469	△26.8%	38,469	△25.3%	0
下水道	62,578	59,975	△16.3%	59,975	△16.3%	0
介護保険	191,476	189,567	-4.0%	182,570	△4.9%	6,997
後期高齢者	17,227	16,074	△1.0%	16,074	△1.0%	0
合計	2,575,538	2,455,311	0.6%	2,285,896	0.7%	169,415

次に歳出ですが、性質別にみると、普通建設事業費が21.6%（対前年比31.7%増）、次いで公債費（起債償還）20.7%（対前年比24.2%減）、積立金が14.6%（対前年比46.9%増）、物件費13.7%（対前年比41.2%増）となっています。

次に主な事業内容ですが、大畠定住促進住宅の建設337%（対前年比31.7%増）となっています。査業務145.8万円などと情報機器更新事業167.1万8千円、森林資源解析調査業務145.8万円などとなっています。

1万2千円、林道岩名沢線舗装工事113.2万9千円、村道北35号線改良工事1519万5千円、気象情報機器更新事業167.1万8千円、森林資源解析調査業務145.8万円などとなっています。

# 決算概要 平成28年度

# 普通会計の歳出総額



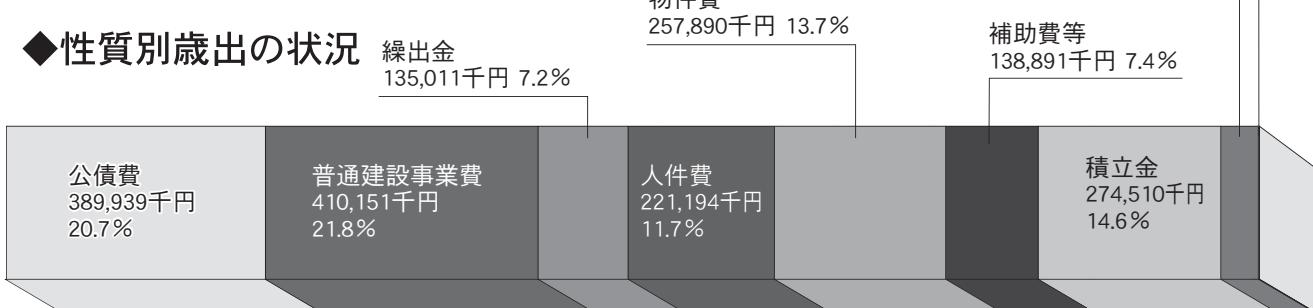
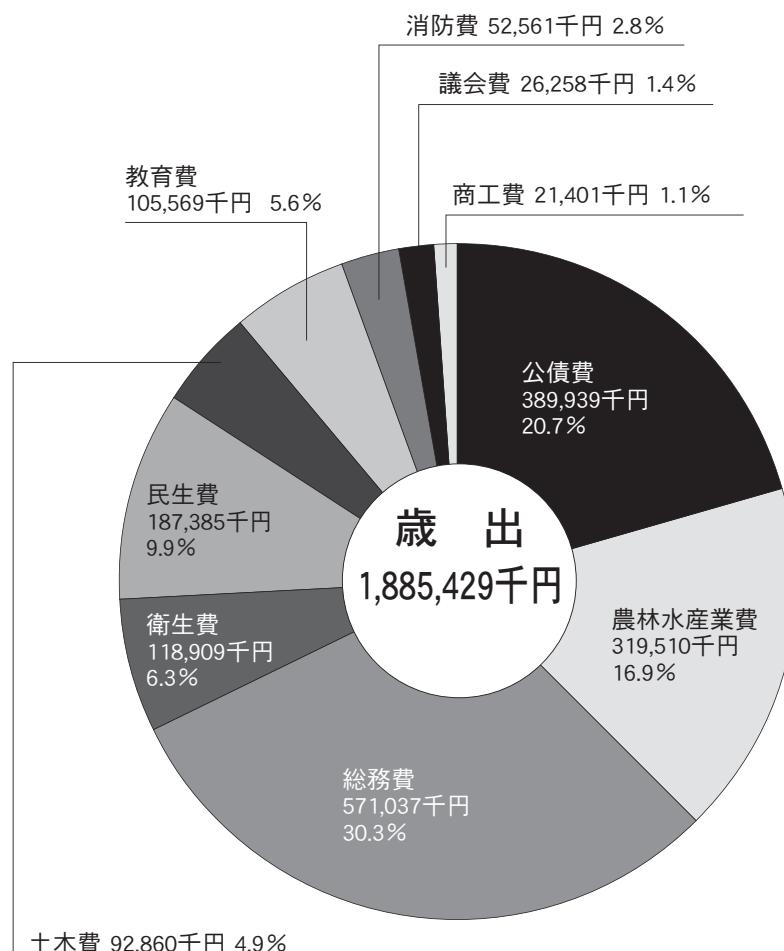
### ▲林道岩名沢線舗装工事



### ▲村道北-35号線改良工事



#### ▲大畠定住促進住宅の建設





◆根羽村福祉医療費給付費支給条例の一部を改正する条例  
18歳以下の受給対象者について、長野県内の医療機関での受診については、来年の8月診療分からこれまでの償還払い方法に変り、窓口で一月300円の負担のみで受診ができるようとするための改正が行われました。

◆根羽村営住宅使用料条例の一部を改正する条例の制定について  
公営住宅等の取り壊しが行われることにより、条例から削除するための改正が行われました。

◆義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書  
複式学級の編成基準の改善、教職員定数増を求める請願書

◆請願・陳情  
「全国森林環境税」の創設に関する意見書



## 意見書

◆固定資産評価審査委員会委員の選任同意  
固定資産評価審査委員の任期満了に伴い、片桐好和さん追加し、総額21億6591万8千円余となりました。

◆平成29年度根羽村一般会計補正予算(第3号)  
庁舎移転に伴う関係事業費により、5078万9千円を追加し、総額21億6591万8千円余となりました。

## 人事

## 補正予算

第4回臨時議会が8月29日に開催されました。内容は、次のとおりです。

# 第4回臨時議会を開催

## 平成28年度決算に基づく健全化判断比率の公表

平成19年に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により平成19年度決算から健全化判断比率の公表が義務づけられました。

平成19年度決算では4つの指標の内、実質公債費比率が早期健全化判断基準である25%を超える25.7%でしたが、28年度決算では当初見込みより低い0.8%となりました。

経費節減、繰上償還の実施等により来年度以降も数値は改善する見込みです。

### ① 実質赤字比率

一般会計と村営バス会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率を表したもの

### ② 連結赤字比率

全ての会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率を表したもの

### ③ 実質公債比率

全ての会計を対象とした元利償還金等や一部事務組合等の負担金のうち、地方債の償還に充てたと認められるもの等の標準財政規模に対する比率を表したもの

### ④ 将来負担比率

全ての会計と一部事務組合や三セク等を含めた将来的に負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率を表したもの

指標名	根羽村の数値		早期健全化基準	財政再生基準
	28年度決算	27年度決算		
実質赤字比率(%)	—	—	15.0	20.0
連結実質赤字比率(%)	—	—	20.0	30.0
実質公債比率(%)	0.8	0.8	25.0	35.0
将来負担比率(%)	—	—	350.0	—

わいいました。最後は根羽村が誇る演芸ボランティグループ天下杉による寸劇や歌で会場が賑わいました。



新招待者を代表して挨拶する 黒地 片桐全余さん

9月17日(日)敬老会が老人福祉センターしやくなげで開催されました。当日の参加者は110名でした。式典では9月14日(木)に村長による高齢者訪問の様子を報告した後、米寿を迎えた八名に村長より祝状が送られました。次に90歳以上、米寿、喜寿の98名に敬老祝い金の贈呈、大正15年度に誕生された10名に記念写真の贈呈がそれぞれ行われました。今年から喜寿を迎えた新た仲間に加わった五名を代表し、黒地 片桐全余さんは、「皆さんと一緒に楽しんだり笑つたりできてとてもうれしいです。仲良くしてくださいね」と挨拶されました。式典終了後

のアトラクションでは社会福祉協議会の職員による健康体操、いかまい会の皆さんと一緒に懐かしい歌3曲を参加者全員で歌いました。



## 小・中学校で「夢教室」開催 室伏由佳さんを迎えて

今年も小学校5、6年生と中学生を対象とした「夢先生」が、7月20日に開催されました。この教室は日本サッカー協会が現役・元選手らを「夢先生」として、自らの体験をもとに夢を持つことの大切さ、仲間との協力することの大切さなどを講義と実践を通じて子供たちに伝える教室で、今年で4回目となりました。

今年は元ハンマー投げ選手の室伏由佳さんを「夢先生」としてお迎えしました。室伏さんは、15歳から円盤投げ、21歳からハンマー投げを始め、円盤投げでは全日本インカレ四連覇、ハンマー投げではアジア大会で銅メダル獲得などを成し遂げました。



最初は体育館で簡単なゲームをしながら、気持ちをリラックスさせました。子ども達は、目の前でハンマー投げのフォームを見せていただき、歓声を上げていました。

講演では、日本代表選手になるまでの過程の中で努力や挫折の様子について具体的に話をしていただきました。

最後に、自分の夢について、「夢シート」を作成しながら実現へのプロセスを確認しました。



応募には安城市教育委員会の協力して頂き、21校の小学校のうち19校から88名の応募があり、抽選で選ばれた4～6年生24名が参加しました。

始まりました。子供たちは学年ごとにサッカーやじゅんぐなどのレクリエーションを通じて交流を図った後、算数や国語などの授業と一緒に受けました。夜は農家やP.T.A.宅に民泊をし、翌朝、羽村の子どもたちと一緒に登校し、同じように授業を受けました。

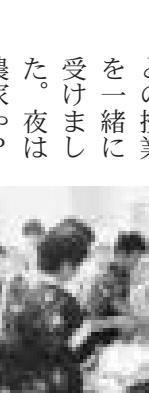
最初は緊張していた安城市の子どもたちも、半日もたてばすっかり仲良くなつて一緒に遊んだり勉強をしました。



## 山の小さな学校体験



愛知県安城市的児童たちが夏休みを利用して、8月28日から一泊二日で根羽小学校に体験入学をする「緑いっぱい山の小さな学校体験事業」が行われました。



## 平成29年分 所得税青色申告決算説明会日程表

日程	時間	会議	共催	対象所得
12月4日(月)	14:00~15:30	平谷村合同庁舎 3階会議室	南西部(平谷・根羽村) 商工会	営業不動産
12月7日(木)	10:00~12:00	JAみなみ信州阿智支所 3階会議室	JAみなみ信州阿智支所 営農課	農業

## 消費税軽減税率制度説明会のご案内

飯田税務署では、事業者の方を対象として、消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。

多くの事業者の方に関係するですので、ぜひ説明会にお越しください。

なお、軽減税率対策補助金についても併せて説明いたします。

開催日	時間	開催場所	対象地域
10月17日(火)	14:00~15:30	阿智村コミュニティ館	阿智村・平谷村・根羽村

消費税軽減税率制度説明会に関するお問合せは、下記までご連絡ください。

お問合せ先 飯田税務署 法人課税第1部門 電話0265-22-1742(ダイヤルイン)

## 根羽村の人事行政の運営等の状況を公表します

### 1. 職員数の状況

(29年4月1日現在)

年度	一般行政									特別行政	公営企業等			総計
	議会	総務	税務	農林	商工	土木	民生	衛生	小計		教育	下水道	その他	
28		6	2	4		2	5	2	21	3	0	1	1	25
29		7	2	4		2	5	2	22	3		1	1	26
	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1

職員の任免状況 新規採用：2人(H29.4.1付) 退職：1人(H29.1.31付)

### 2. 職員の給与の状況

普通会計決算

※人件費には、議員報酬等各種委員報酬を含む

区分	歳出総額	人件費	内給与費			人件費比率
			給料	職員手当	小計	
28年度	1,885,429	221,194	67,439	38,498	105,937	11.7%

### 3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

- ① 1日の勤務時間 8:30~17:15 7時間45分
- ② 1週間の勤務時間 38時間45分
- ③ 勤務時間を割り振らない日 土曜日及び日曜日
- ④ 休日 国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日~1月3日
- ⑤ 休暇の種類 年次休暇、療養休暇、特別休暇、介護休暇、組合休暇

### 4. 職員の分限及び懲戒処分の状況

該当なし

### 5. 職員の服務状況

良好

### 6. 職員の研修等の状況

長野県職員研修センター主催研修等各種研修に参加

### 7. 職員の福利及び利益の保護の状況

根羽村職員互助会・長野県市町村職員互助会

根羽村職員互助会 20万円 長野県市町村職員互助会 20万円

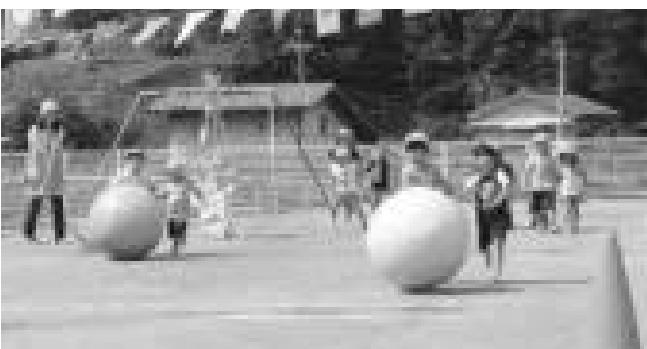
### 8. 下伊那郡公平委員会報告

勤務条件に関する措置要求 該当なし

不利益処分による不服申し立て 該当なし



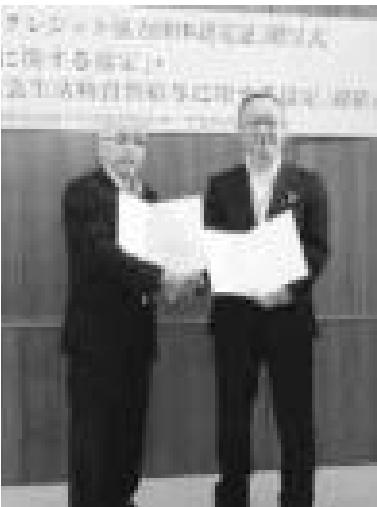
# 保育所運動会



9月23日(土)根羽村保育所で運動会が行われました。晴天にも恵まれ園児13名は元気いっぱいで種目に取り組みました。また保護者をはじめ、祖父母、来賓多くの方が応援に来てくれました。かけっこでは名前を呼ばれると大きな声で返事をして、友達に負けないように全力で走りました。また綱引きではおじいちゃん、おばあちゃんなど2回戦を行い、元気な姿を見ることができます。



した。大玉転がしではチーム戦を行い抜群のチームワークを發揮するとともに、負けたチームが作戦会議をしている姿はまさに大人顔負けでした。午前中で運動会は終了しましたがとても和やかで笑い溢れる運動会でした。



村では、9月11日に生活協同組合コープながの様と「高齢者等地域見守り活動の協力に関する協定」と「災害時における応急生活物資供給に関する協定」を締結しました。

高齢者世帯も増える中、コープさんの業務中に異常を発見した時に役場へ連絡する仕組みができたこと、大規模災害が発生した時に住民生活の早期安定化が必要となる物資提供についての協定を結ばれ、これまで以上に安心・安全な生活環境確保に寄与するものと期

待されます。

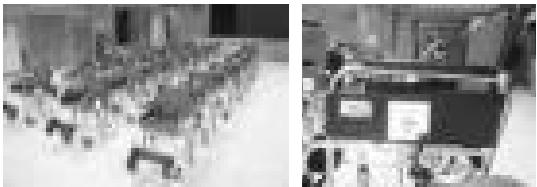
また、「温室効果ガスの排出削減吸収量」を販売する根羽



村森林組合の「J-クレジット」についても、10トン分を購入して頂き、「根羽村森林組合J-クレジット協力団体認定証」の贈呈も併せて行われました。

## 「高齢者等地域見守り活動」「災害時における応急生活物資供給」に関する協定の締結について

### 宝くじの助成金で整備しました



村では、各地区公民館等で必要に応じて使用していただけるよう、平成29年度コミュニティ助成事業を活用し車椅子24台を整備しました。

車椅子の利用により高齢者の外出支援、孤立対策につながるものと期待します。

この事業の財源は、宝くじの普及広報事業費として受け入れる宝くじ受託事業収入によるもので、コミュニティの健全な発展を図ることを目的としています。

## 司法書士による「空き家問題110番」

～もう空き家は放置できない!?～ を実施いたします（無料）

長野県青年司法書士協議会は、平成29年12月3日（日）、下記の要領にて、司法書士による空き家問題の電話相談会を実施いたします。

◆日 時：平成29年12月3日（日）10:00～16:00

◆電話番号：0120-448-788（フリーダイヤル）

◆相談料：無料

◆相談例

- ・実家が空き家になって困っている。売る・貸す等は可能か。
- ・まだ空き家ではないが、家を継ぐ者がいない。どうなるのか。
- ・空き家を放置しておくと、固定資産税が上がるのか？
- ・空き家を相続したが、利活用の方法はあるか。
- ・空き家を処分したいが、いくらで売れるのか知りたい。 etc.

空き家をお持ちで悩んでいる方、空き家を相続する予定の方、処分の方法や利活用の方法がないか考えてみませんか。私たち司法書士は、相続や遺言、不動産登記に携わっている専門性を活かし、また、関係機関と連携しながら、あなたの空き家対策のお手伝いが出来るかもしれません。また、当会には市町村の空家等対策協議会の委員である司法書士もおりますので、その声を行政や社会に届けていきたいと考えています。ぜひお気軽にお電話ください。

### ☆農家の皆様へのお願い☆

#### 農作物の残茎等の適正な処理について

農作物の残茎等（稲わらや果樹の剪定枝等）は一般廃棄物であり、その処理については排出者である農業者が責任を持って適正に処理しなければなりません。

農作物の残茎等を焼却することで発生する煙や臭い等が、周辺住民や観光客に不快感を与えている場合がありますので、有効活用できるものは堆肥、土壤改良資材又は敷わらなどに活用するなど、できるだけ焼却によらない方法で適正に処理してください。

また、農業用マルチなどは、JAで12月に行われる回収を利用して適正に処理するようお願いいたします。

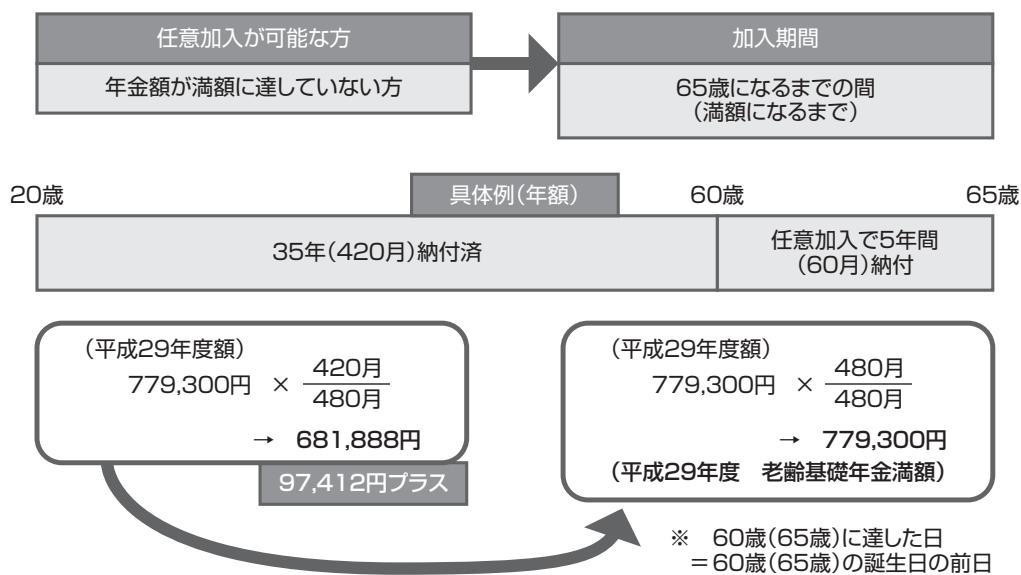
#### 参考

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律第137号）では、廃棄物の焼却を原則禁止しています。

ただし、「周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令に定める場合」（同法第16条の2第3号）であって、「農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却」（同法施行令第14条第4号）に限り例外としています。

## 国民年金 任意加入について

60歳に達した日の属する月以後、65歳に達した日の属する月の前月までの間、厚生年金・共済組合に加入しておらず、国民年金の繰り上げ受給をしていないときは、任意加入した上で保険料を納めることにより、年金額を増やすことができます。ただし、申し出された月より前に遡って加入することはできません。



#### ○納付方法

任意加入の保険料の納付方法は、口座振替、またはクレジットカード納付となっております。

#### ○任意加入をやめるとき

任意加入をやめるときにも、手続きが必要ですので、役場までおこしください。

